

議第28号

富士市表彰条例の一部を改正する条例制定について

富士市表彰条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月13日提出

富士市長 金指祐樹

富士市表彰条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日
条 例 第 号)

富士市表彰条例（昭和42年富士市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「若しくは」を「又は」に改める。

第2条第1項中「本市の市民及び団体等で、」を削り、「一」を「いずれか」に、「ものに」を「者及び団体等に」に改め、同条第2項を削る。

第3条第1項中「行なう」を「行う」に改め、同項第1号中「第2条第1項第1号から第9号まで」を「第2条第1号から第9号まで」に改め、同項第2号中「第2条第1項第10号」を「第2条第10号」に改め、同項第3号中「第2条第1項第11号」を「第2条第11号」に改め、同条第2項中「行なう」を「行う」に改める。

第4条中「表彰された者」を「表彰されたもの」に改める。

第5条及び第8条第3項中「行なう」を「行う」に改める。

第9条本文中「行なう」を「行う」に改め、同条ただし書中「若しくは」を「、又は」に、「行なう」を「行う」に改める。

第10条及び第12条第2号中「もの」を「者」に改める。

第13条第1項中「行なわない」を「行わない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第29号

富士市附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について

富士市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月13日提出

富士市長 金指祐樹

富士市附属機関設置条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日
条例 第 号)

富士市附属機関設置条例（平成30年富士市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1富士市新病院建設基本構想等審議会の項を削る。

別表第2富士市立中学校部活動地域移行協議会の項中「富士市立中学校部活動地域移行協議会」を「富士市立中学校部活動地域展開協議会」に、「地域移行」を「地域展開」に改め、同項の次に次のように加える。

富士市立高等學校在り方審議会	教育に係る状況の変化を踏まえ、市立高等学校の在り方について審議すること。	9人以内	(1) 商工関係団体の代表者等 (2) 公共的団体の代表者等 (3) 学識経験者 (4) 学校教育関係者	委嘱され、又は任命された日から諮問事項に係る審議が終了する日まで
----------------	--------------------------------------	------	---	----------------------------------

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1富士市新病院建設基本構想等審議会の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の際現に富士市立中学校部活動地域移行協議会の委員として委嘱され、又は任命された委員である者は、この条例の施行の日に富士市立中学校部活動地域展開協議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、富士市附属機関設置条例第5条第1項本文の規定にかかわらず、令和8年5月31日までとする。

議第30号

富士市行政手続条例の一部を改正する条例制定について

富士市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月13日提出

富士市長 金指祐樹

富士市行政手続条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日
条例 第 号)

富士市行政手続条例（平成10年富士市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「参加人」と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。
- 2 改正後の富士市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例第22条第3項又は第29条において準用する場合を含む。）の規定は、施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議第31号

富士市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

富士市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月13日提出

富士市長 金指祐樹

富士市職員定数条例の一部を改正する条例

(令和　年　月　日)
条 例 第 号

富士市職員定数条例（昭和41年富士市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「312人」を「325人」に改める。

第3条第1項に次の1号を加える。

(7) 市長が別に定める初任教育期間にある消防職員

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第32号

富士市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改
正する条例制定について

富士市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月13日提出

富士市長 金指祐樹

富士市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)
条 例 第 号)

第1条 富士市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年富士市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第10条第7項中「第第4条第1項」を「第4条第1項」に、「、第9条」を「並びに第9条」に改め、「並びに第11条の3」を削る。

第2条 富士市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を次のように改正する。

附則第10条第7項中「並びに第9条から第11条まで」を「、第9条、第10条並びに第11条」に改める。

附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 令和8年4月1日

2 前項第1号に規定するこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の富士市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（同条例附則第10条の規定に基づいて、任命権者が別に定めた規則、規程その他これらに類する訓令等を含む。以下「旧条例」という。）の規定により支給が確定した給与で、施行日以後に支給するものについては、この条例による改正後の富士市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（以下「新条例」という。）の相当する規定に基づき支給するものとする。

3 施行日前に旧条例に基づいて支給した給与は、新条例に基づいて支給したものとみなす。

議第33号

富士市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月13日提出

富士市長 金指祐樹

富士市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)
条 例 第 号

富士市職員の給与に関する条例(昭和41年富士市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「初任給調整手当」の次に「(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。第23条において同じ。)」を加える。

第4条第5項中「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給)」を削る。

第9条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第9条の2 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額)並びにこれに第11条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条第1項ただし書中「次の各号に掲げる扶養手当の区分に応じて当該各号に定める職員」

を「次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級である職員（以下「行政職給料表9級職員」という。）」に改め、同項各号を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者については3,000円」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円」に、「及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行政職給料表8級職員等」という。）」を「（以下「行政職給料表8級職員」という。）」に改め、「、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,500円」を削る。

第11条第1項中「、行政職給料表8級及び9級職員等から行政職給料表8級及び9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者がある場合」を削り、同項第1号中「行政職給料表8級及び9級職員等から行政職給料表8級及び9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者たる要件を具備するに至つた者がある場合又は」を削り、同項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項第2号若しくは第4号」に改め、「及び行政職給料表8級及び9級職員等から行政職給料表8級及び9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者たる要件を具備するに至つた者がある場合」を削り、同条第2項中「、行政職給料表8級及び9級職員等から行政職給料表8級及び9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職給料表8級及び9級職員等以外の職員となつた日」及び「、行政職給料表8級及び9級職員等以外の職員から行政職給料表8級及び9級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職給料表8級及び9級職員等となつた日」を削り、同条第3項第3号中「扶養親族たる配偶者、」を削り、同項第4号中「扶養親族たる配偶者、」を削り、「行政職給料表8級職員等」を「行政職給料表8級職員」に改め、同項第5号中「扶養親族たる配偶者、」を削り、同項第6号中「扶養親族たる配偶者、」を削り、「行政職給料表8級職員等」を「行政職給料表8級職員」に改める。

第11条の2第2項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

第11条の3第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第19条第1項中「5,500円」を「6,400円」に改める。

第23条の2中「並びに第9条から第11条まで」を「、第9条、第10条並びに第11条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に支給事由の生じた給与の支給については、なお従前の例による。

議第34号

富士市職員の給与に関する条例及び富士市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市職員の給与に関する条例及び富士市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月13日提出

富士市長 金指祐樹

富士市職員の給与に関する条例及び富士市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を
改正する条例

(令和 年 月 日)
(条 例 第 号)

(富士市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 富士市職員の給与に関する条例（昭和41年富士市条例第34号）の一部を次のように改
正する。

第22条の2第2項中「応じて」を「応じ、規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他
の事情を考慮して」に改める。

別表第2備考2中「、この表」を「この表」に、「7, 700円」を「11, 500円を加算し
た額とし、4級である職員で規則で定めるものの給料月額はこの表の額に3, 800円」に改め
る。

(富士市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 富士市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年富士市条例第10号）の一部を次の
ように改正する。

別表教員特殊業務手当の項中「7, 500円」を「8, 000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の富士市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」とい
う。）の規定及び第2条の規定による改正後の富士市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改
正後の特殊勤務手当条例」という。）の規定は、令和8年1月1日から適用する。
- 3 この条例の施行の日前に第1条の規定による改正前の富士市職員の給与に関する条例の規定及
び第2条の規定による改正前の富士市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定により支給された
給与は、改正後の給与条例の規定及び改正後の特殊勤務手当条例の規定による給与の内払とみな
す。

議第35号

富士市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定につい

て

富士市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月13日提出

富士市長 金指祐樹

富士市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)
条例第 号

富士市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年富士市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表災害応急作業等手当の項を次のように改める。

災害応急作業等手当	1 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある河川の堤防、道路等の現場において巡回監視、応急作業等に従事した職員	日額 巡回監視 710円 (大規模な災害として市長が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円とする。) 応急作業等 1,080円
	2 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において消防の業務に従事した職員	日額 840円 (大規模な災害として市長が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円とする。)
	3 国又は他の地方公共団体からの要請に基づき、異常な自然現象により重大な災害が発生した地域に派遣され、作業等に従事した職員	日額 巡回監視、避難所運営等の作業及び災証明に係る家屋調査 710円 消防の応援等の業務 840円 (大規模な災害として市長が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円とする。) 応急作業等 1,080円

別表に備考として次のように加える。

備考 この表の災害応急作業等手当の適用を受ける場合において、作業が日没時から日の出時までの間に行われたときは同表に定める手当の額に100分の50を乗じて得た額を加算し、作業が著しく危険であると市長が認めるとき、又は市長が著しく危険であると認める区域で作業が行われたときは同表に定める手当の額に100分の100を乗じて得た額を加算する。ただし、同一の日においていずれのときにも該当するときは、高い方の額を支給する。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に支給事由の生じた特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

議第36号

富士市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するもの
とする。

令和8年2月13日提出

富士市長 金指祐樹

富士市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)
条 例 第 号)

富士市職員等の旅費に関する条例（昭和41年富士市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表第1」を「別表」に改める。

第6条第1項中「移転料及び扶養親族移転料」を「転居費及び家族移転費」に改め、同条第9項及び第10項を次のように改める。

9 転居費は、赴任に伴う転居について実費額により支給する。

10 家族移転費は、赴任に伴う家族（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。第20条及び第21条において同じ。）の移転について支給する。

第18条第1項及び第19条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第20条及び第21条を次のように改める。

（転居費）

第20条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（次条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して、次に掲げる方法により算定される額による。ただし、市内における在勤官署の変更に伴う旅行については、支給しない。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の規定による算定に当たつては、他の種類として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこと

とする。

(家族移転費)

第21条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。ただし、市内における在勤官署の変更に伴う旅行については、支給しない。

- (1) 赴任の際、家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行諸費、宿泊料及び食卓料の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第27条の次に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第27条の2 転居費及び家族移転費に係る旅費の支給額は、当該各種類について第7条、第20条及び第21条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の富士市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議第37号

富士市特別会計条例の一部を改正する条例制定について

富士市特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月13日提出

富士市長 金指祐樹

富士市特別会計条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日
条 例 第 号)

富士市特別会計条例（昭和48年富士市条例第6号）の一部を次のように改正する。

本則中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本則第2号の規定は、令和7年度予算に係る出納の整理について、なおその効力を有する。

議第38号

富士市防災・減災基金条例制定について

富士市防災・減災基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月13日提出

富士市長 金指祐樹

富士市防災・減災基金条例

(令和 年 月 日)
(条例 第 号)

(設置)

第1条 市民の生命、身体及び財産を災害から保護するための防災及び減災に関する取組等の経費の財源に充てるため、富士市防災・減災基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てるとき。
- (2) 金融機関に預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項に規定する保険事故が発生し、基金を相殺による借入金の償還及び保証債務の履行の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第39号

富士市鈴川財産区等管理会条例の一部を改正する条例制定について

富士市鈴川財産区等管理会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月13日提出

富士市長 金指祐樹

富士市鈴川財産区等管理会条例の一部を改正する条例

(令和　年　月　日
条　例　第　号)

富士市鈴川財産区等管理会条例(昭和53年富士市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、田中新田財産区及び沼田新田・西柏原新田・中柏原新田・東柏原新田共有財産区」を「及び田中新田財産区」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第40号

富士市手数料条例の一部を改正する条例制定について

富士市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月13日提出

富士市長 金指祐樹

富士市手数料条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日
条 例 第 号)

富士市手数料条例（平成12年富士市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第28号の12中「24万円」を「24万6,200円」に改め、同項第28号の13中「22万4,000円」を「23万700円」に改め、同項第28号の14中「22万2,000円」を「22万6,200円」に改め、同項第28号の15から第28号の17までの規定中「12万円」を「12万2,500円」に改め、同項第45号中「12万円」を「12万4,000円」に改め、同項第45号の2中「2万7,000円」を「2万8,000円」に改め、同項第46号及び第47号中「3万3,000円」を「3万4,000円」に改め、同項第48号中「2万7,000円」を「2万8,000円」に改め、同項第49号及び第50号中「16万円」を「16万5,000円」に改め、同項第51号中「18万円」を「18万5,000円」に改め、同項第51号の2中「12万円」を「12万4,000円」に改め、同項第51号の3中「14万円」を「14万4,000円」に改め、同項第52号中「16万円」を「16万5,000円」に改め、同項第52号の2中「2万7,000円」を「2万8,000円」に改め、同項第53号中「面積」の次に「及び建築面積」を加え、「16万円」を「16万5,000円」に改め、同項第54号中「3万3,000円」を「3万4,000円」に改め、同項第55号中「16万円」を「16万5,000円」に改め、同項第56号中「2万7,000円」を「2万8,000円」に改め、同項第57号及び第58号中「16万円」を「16万5,000円」に改め、同項第59号中「2万7,000円」を「2万8,000円」に改め、同項第60号から第62号までの規定中「16万円」を「16万5,000円」に改め、同項第63号中「2万7,000円」を「2万8,000円」に改め、同項第64号中「16万円」を「16万5,000円」に改め、同項第65号中「2万7,000円」を「2万8,000円」に改め、同項第66号中「16万円」を「16万5,000円」に改め、同項第67号及び第68号中「2万7,000円」を「2万8,000円」に改め、同項第69号中「16万円」を「16万5,000円」に改め、同項第70号中「12万円」を「12万4,000円」に改め、同項第70号の2中「16万円」を「16万5,000円」に改め、同項第71号中「7万8,000円」を「8万円」に、「2万8,000円」を「3万円」に改め、同項第71号の2及び第71号の3中「22万円」を「22万7,000円」に、「2万8,000円」を「3万円」に改め、同項第72号及び第73号中「7

万8, 000円」を「8万円」に、「2万8, 000円」を「3万円」に改め、同項第73号の2及び第73号の3中「22万円」を「22万7, 000円」に、「2万8, 000円」を「3万円」に改め、同項第74号中「6, 400円」を「7, 000円」に、「1万2, 000円」を「1万3, 000円」に改め、同項第75号から第75号の3までの規定中「2万7, 000円」を「2万8, 000円」に改め、同項第75号の4中「12万円」を「12万4, 000円」に改め、同項第75号の5中「16万円」を「16万5, 000円」に改め、同項第76号の表を次のように改める。

建築物の申請区分	手数料の額
床面積の合計が30平方メートル以内のもの	建築基準法（昭和25法律第201号）第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合 1万1, 000円
	その他の場合 1万5, 000円
床面積の合計が30平方メートルを超える、100平方メートル以内のもの	建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合 1万9, 000円
	その他の場合 2万9, 000円
床面積の合計が100平方メートルを超える、200平方メートル以内のもの	建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合 2万5, 000円
	その他の場合 4万円
床面積の合計が200平方メートルを超える、300平方メートル以内のもの	5万3, 000円
床面積の合計が300平方メートルを超える、500平方メートル以内のもの	7万6, 000円
床面積の合計が500平方メートルを超える、1, 000平方メートル	13万4, 000円

以内のもの	
床面積の合計が 1, 000 平方メートルを超えるもの	14万8, 000円
床面積の合計が 2, 000 平方メートルを超えるもの	30万7, 000円
床面積の合計が 1 万平方メートルを超えるもの	40万7, 000円
床面積の合計が 5 万平方メートルを超えるもの	65万7, 000円

備考

- 1 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。）は、当該建築に係る部分の床面積とする。
- 2 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）は、当該計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）とする。
- 3 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。）は、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1 とする。
- 4 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1 とする。

第 2 条第 1 項第 7 6 号の 2 の表中

「	」
1万3, 000円	1万4, 000円
1万3, 000円	1万4, 000円
2万4, 000円	2万6, 000円
3万4, 000円	3万5, 000円

4万6, 000円	4万8, 000円
6万2, 000円	6万5, 000円
8万2, 000円	8万5, 000円
10万4, 000円	10万8, 000円
13万9, 000円	14万4, 000円
17万円	17万6, 000円

」 「

第2条第1項第76号の3の表中

6, 000円	7, 000円
6, 000円	7, 000円
1万2, 000円	1万3, 000円
1万7, 000円	1万8, 000円
2万3, 000円	2万4, 000円
3万1, 000円	3万2, 000円
4万1, 000円	4万3, 000円
5万2, 000円	5万4, 000円
6万9, 000円	7万2, 000円
8万5, 000円	8万8, 000円

」 「

に改める。

第2条第1項第77号ア中「1万8, 000円」を「2万1, 000円」に、「9, 000円」を「1万円」に改め、同号イ中「1万円」を「1万1, 000円」に、「6, 000円」を「7, 000円」に改め、同項第78号ア中「1万7, 000円」を「1万8, 000円」に改め、同号イ中「9, 000円」を「1万円」に改め、同項第79号の表を次のように改める。

建築物の申請区分	手数料の額
床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1万4, 000円

	のに限る。以下この号、第82号及び第84号において同じ。)である場合	
	その他の場合	1万9,000円
床面積の合計が30平方メートルを 超え、100平方メートル以内のもの	建築基準法第6条の4第1項各号 に掲げる建築物である場合	1万9,000円
	その他の場合	2万8,000円
床面積の合計が100平方メートル を超え、200平方メートル以内のも の	建築基準法第6条の4第1項各号 に掲げる建築物である場合	2万5,000円
	その他の場合	4万1,000円
床面積の合計が200平方メートルを 超え、300平方メートル以内のも の		5万5,000円
床面積の合計が300平方メートルを 超え、500平方メートル以内のも の		6万1,000円
床面積の合計が500平方メートルを 超え、1,000平方メートル以内 のもの		7万5,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを 超え、2,000平方メートル以内 のもの		8万4,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを 超え、1万平方メートル以内の もの		15万4,000円
床面積の合計が1万平方メートルを 超え、5万平方メートル以内のもの		28万2,000円
床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの		57万5,000円

備考 この表の床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあっては当該

建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

第2条第1項第80号中「2万6, 000円」を「3万1, 000円」に、「1万8, 000円」を「1万9, 000円」に改め、同項第81号中「2万1, 000円」を「2万3, 000円」に改め、同項第82号の表を次のように改める。

建築物の申請区分	手数料の額	
床面積の合計が30平方メートル以内のもの	建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	1万3, 000円
	その他の場合	1万8, 000円
床面積の合計が30平方メートルを超えて、100平方メートル以内のもの	建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	1万8, 000円
	その他の場合	2万7, 000円
床面積の合計が100平方メートルを超えて、200平方メートル以内のもの	建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	2万3, 000円
	その他の場合	3万9, 000円
床面積の合計が200平方メートルを超えて、300平方メートル以内のもの		5万3, 000円
床面積の合計が300平方メートルを超えて、500平方メートル以内のもの		5万9, 000円
床面積の合計が500平方メートルを超えて、1,000平方メートル以内のもの		7万2, 000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超えて、2,000平方メートル		7万9, 000円

以内のもの	
床面積の合計が 2, 000 平方メートルを超える、1万平方メートル以内のもの	14万4, 000円
床面積の合計が 1万平方メートルを超える、5万平方メートル以内のもの	27万2, 000円
床面積の合計が 5万平方メートルを超えるもの	56万5, 000円

備考 この表の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の 2 分の 1について算定する。

第 2 条第 1 項第 8 3 号中「2万6, 000円」を「2万7, 000円」に、「1万8, 000円」を「1万9, 000円」に改め、同項第 8 4 号の表を次のように改める。

建築物の申請区分	手数料の額
床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの	建築基準法第 6 条の 4 第 1 項各号に掲げる建築物である場合
	その他の場合
床面積の合計が 30 平方メートルを超える、100 平方メートル以内のもの	建築基準法第 6 条の 4 第 1 項各号に掲げる建築物である場合
	その他の場合
床面積の合計が 100 平方メートルを超える、200 平方メートル以内のもの	建築基準法第 6 条の 4 第 1 項各号に掲げる建築物である場合
	その他の場合
床面積の合計が 200 平方メートルを超える、300 平方メートル以内のもの	5万5, 000円

床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	5万7, 000円
床面積の合計が 500 平方メートルを超えるもの	6万2, 000円
床面積の合計が 1, 000 平方メートルを超えるもの	6万8, 000円
床面積の合計が 2, 000 平方メートルを超えるもの	11万8, 000円
床面積の合計が 1 万平方メートルを超えるもの	21万円
床面積の合計が 5 万平方メートルを超えるもの	41万5, 000円

第2条第1項第85号中「2万6, 000円」を「2万7, 000円」に、「1万8, 000円」を「1万9, 000円」に改め、同項第86号中「2万円」を「2万1, 000円」に改め、同項第86号の2の表中

「

1万5, 000円	5万1, 000円
2万6, 000円	11万5, 000円
4万1, 000円	18万3, 000円
6万7, 000円	35万9, 000円
10万6, 000円	64万2, 000円
16万円	110万1, 000円
27万1, 000円	203万5, 000円
34万3, 000円	290万7, 000円
38万9, 000円	356万1, 000円

を

」

「

1万6, 000円	5万3, 000円
2万8, 000円	11万9, 000円
4万3, 000円	18万9, 000円
7万円	37万1, 000円
11万円	66万3, 000円
16万6, 000円	113万8, 000円
28万円	210万3, 000円
35万4, 000円	300万3, 000円
40万2, 000円	367万9, 000円

に改め、同項第86号の2の2の表中

」

「

2万2, 000円	7万5, 000円
3万7, 000円	17万2, 000円
6万円	27万3, 000円
9万9, 000円	53万8, 000円
15万7, 000円	96万1, 000円
23万9, 000円	165万1, 000円
40万5, 000円	305万2, 000円
51万3, 000円	436万円
58万2, 000円	534万円

を

」

「

2万3, 000円	7万8, 000円
3万9, 000円	17万8, 000円
6万2, 000円	28万3, 000円
10万3, 000円	55万6, 000円
16万3, 000円	99万3, 000円

に改め、同項第86号の2の3の表中

24万7, 000円	170万6, 000円
41万9, 000円	315万3, 000円
53万円	450万4, 000円
60万1, 000円	551万7, 000円

」

「

1万2, 000円	3万円
2万円	6万5, 000円
3万3, 000円	10万4, 000円
5万1, 000円	19万7, 000円
8万4, 000円	35万3, 000円
13万4, 000円	60万4, 000円
22万3, 000円	110万5, 000円
27万9, 000円	156万1, 000円
30万9, 000円	189万5, 000円

を

」

「

1万3, 000円	3万1, 000円
2万1, 000円	6万7, 000円
3万5, 000円	10万7, 000円
5万3, 000円	20万4, 000円
8万7, 000円	36万5, 000円
13万8, 000円	62万4, 000円
23万1, 000円	114万2, 000円
28万9, 000円	161万3, 000円
32万円	195万8, 000円

に改め、同項第86号の2の4の表中

」

「

1万7, 000円	4万4, 000円
2万9, 000円	9万7, 000円
4万8, 000円	15万5, 000円
7万5, 000円	29万5, 000円
12万6, 000円	52万8, 000円
19万9, 000円	90万5, 000円
33万4, 000円	165万7, 000円
41万7, 000円	234万1, 000円
46万2, 000円	284万1, 000円

を

」

「

1万8, 000円	4万6, 000円
3万円	10万1, 000円
5万円	16万1, 000円
7万8, 000円	30万5, 000円
13万円	54万6, 000円
20万6, 000円	93万5, 000円
34万5, 000円	171万2, 000円
43万1, 000円	241万9, 000円
47万8, 000円	293万5, 000円

に改め、同項第86号の2の5中「16万

」

円」を「16万5, 000円」に改め、同項第86号の3の表中

「

「

5, 000円	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規
6, 000円	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規

	定する基準（以下この号から第 86 号の 6 までにおいて「誘導仕様基準」という。）による審査を行う場合 1万8,000円	定する基準（以下この号から第 86 号の 6 までにおいて「誘導仕様基準」という。）による審査を行う場合 1万9,000円
	誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 3万7,000円	誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 3万9,000円
5,000円	誘導仕様基準による審査を行う場合 1万8,000円	6,000円 誘導仕様基準による審査を行う場合 1万9,000円
	誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 3万7,000円	誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 3万9,000円
1万円	誘導仕様基準による審査を行う場合 3万5,000円	1万1,000円 誘導仕様基準による審査を行う場合 3万7,000円
	誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 7万5,000円	誘導仕様基準以外の基準による審査を行う場合 7万8,000円
1万7,000円	誘導仕様基準による	1万8,000円 誘導仕様基準による

	審査を行う場合 5 万 1, 000 円		審査を行う場合 5 万 3, 000 円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 10 万 6, 000 円		誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 11 万円
2 万 9, 000 円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 7 万 5, 000 円	3 万 1, 000 円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 7 万 8, 000 円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 15 万円		誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 15 万 5, 000 円
4 万 9, 000 円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 11 万 2, 000 円	5 万 1, 000 円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 11 万 6, 000 円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 21 万 5, 000 円		誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 22 万 2, 000 円
8 万 8, 000 円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 17 万 1, 000 円	9 万 1, 000 円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 17 万 7, 000 円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行		誘導仕様基準以外の 基準による審査を行

	う場合 30万 9,000円		う場合 32万円
13万9,000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 24万3,000円	14万4,000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 25万1,000円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 41万 8,000円		誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 43万 2,000円
17万6,000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 31万5,000円	18万2,000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 32万6,000円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 54万 9,000円		誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 56万 8,000円
18万8,000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 35万8,000円	19万5,000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 37万円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 64万 4,000円		誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 66万 6,000円
1万円	11万8,000円	1万1,000円	12万2,000円

1万7, 000円	14万9, 000円	1万9, 000円	15万4, 000円
2万9, 000円	19万5, 000円	3万1, 000円	20万2, 000円
8万7, 000円	30万4, 000円	9万1, 000円	31万4, 000円
13万7, 000円	39万円	14万2, 000円	40万3, 000円
17万4, 000円	46万6, 000円	18万円	48万2, 000円
21万7, 000円	54万3, 000円	22万4, 000円	56万2, 000円
1万円 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この号及び次号において「市長が定める基準」という。）による審査を行う場合 24万6, 000円	1万1, 000円 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この号及び次号において「市長が定める基準」という。）による審査を行う場合 25万4, 000円	その他の場合 9万4, 000円	その他の場合 9万8, 000円
1万7, 000円 市長が定める基準による審査を行う場合 30万9, 000円	1万9, 000円 市長が定める基準による審査を行う場合 31万9, 000円		

	その他の場合 12 万円		その他の場合 12 万5, 000円
2万9, 000円	市長が定める基準による審査を行う場合 39万9, 000円	3万1, 000円	市長が定める基準による審査を行う場合 41万2, 000円
	その他の場合 15 万8, 000円		その他の場合 16 万3, 000円
8万7, 000円	市長が定める基準による審査を行う場合 56万9, 000円	9万1, 000円	市長が定める基準による審査を行う場合 58万9, 000円
	その他の場合 25 万6, 000円		その他の場合 26 万5, 000円
13万7, 000円	市長が定める基準による審査を行う場合 70万1, 000円	14万2, 000円	市長が定める基準による審査を行う場合 72万5, 000円
	その他の場合 33 万4, 000円		その他の場合 34 万6, 000円
17万4, 000円	市長が定める基準による審査を行う場合 82万9, 000円	18万円	市長が定める基準による審査を行う場合 85万7, 000円
	その他の場合 40 万2, 000円		その他の場合 41 万6, 000円
21万7, 000円	市長が定める基準による審査を行う場合	22万4, 000円	市長が定める基準による審査を行う場合

	94万6,000円		97万8,000円
	その他の場合 47 万1,000円		その他の場合 48 万7,000円
1万円	市長が定める基準による審査を行う場合 24万6,000円	1万1,000円	市長が定める基準による審査を行う場合 25万4,000円
	その他の場合 9万4,000円		その他の場合 9万8,000円
1万7,000円	市長が定める基準による審査を行う場合 30万9,000円	1万9,000円	市長が定める基準による審査を行う場合 31万9,000円
	その他の場合 12万円		その他の場合 12万5,000円
2万9,000円	市長が定める基準による審査を行う場合 39万9,000円	3万1,000円	市長が定める基準による審査を行う場合 41万2,000円
	その他の場合 15万8,000円		その他の場合 16万3,000円
8万7,000円	市長が定める基準による審査を行う場合 56万9,000円	9万1,000円	市長が定める基準による審査を行う場合 58万9,000円
	その他の場合 25万6,000円		その他の場合 26万5,000円

13万7, 000円	市長が定める基準による審査を行う場合 70万1, 000円	14万2, 000円	市長が定める基準による審査を行う場合 72万5, 000円
	その他の場合 33 万4, 000円		その他の場合 34 万6, 000円
17万4, 000円	市長が定める基準による審査を行う場合 82万9, 000円	18万円	市長が定める基準による審査を行う場合 85万7, 000円
	その他の場合 40 万2, 000円		その他の場合 41 万6, 000円
21万7, 000円	市長が定める基準による審査を行う場合 94万6, 000円	22万4, 000円	市長が定める基準による審査を行う場合 97万8, 000円
	その他の場合 47 万1, 000円		その他の場合 48 万7, 000円

]

]

改め、同項第86号の4の表中

「

3, 000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 9, 000円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 1 万 9, 000円

「

3, 000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 1 万円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 2万円

	3, 000円 誘導仕様基準による 審査を行う場合 9, 000円		3, 000円 誘導仕様基準による 審査を行う場合 1 万円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 1 万 9, 000円		誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 2 万円
	6, 000円 誘導仕様基準による 審査を行う場合 1 万 8, 000円		7, 000円 誘導仕様基準による 審査を行う場合 1 万 9, 000円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 3 万 8, 000円		誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 4 万円
	1万円 誘導仕様基準による 審査を行う場合 2 万 7, 000円		1万1, 000円 誘導仕様基準による 審査を行う場合 2 万 9, 000円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 5 万 5, 000円		誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 5 万 8, 000円
	1万7, 000円 誘導仕様基準による 審査を行う場合 4 万円		1万8, 000円 誘導仕様基準による 審査を行う場合 4 万 2, 000円
	誘導仕様基準以外の		誘導仕様基準以外の

	基準による審査を行 う場合 7万 8, 000円		基準による審査を行 う場合 8万 1, 000円
2万9, 000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 6 万円	3万1, 000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 6 万3, 000円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 11万 2, 000円		誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 11万 6, 000円
5万3, 000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 9 万4, 000円	5万5, 000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 9 万8, 000円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 16万 3, 000円		誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 16万 9, 000円
8万3, 000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 13万5, 000円	8万6, 000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 14万円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 22万 3, 000円		誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 23万 1, 000円
10万6, 000円	誘導仕様基準による	11万円	誘導仕様基準による

	審査を行う場合 17万5,000円		審査を行う場合 18万1,000円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 29万 2,000円		誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 30万 2,000円
11万3,000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 19万7,000円	11万7,000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 20万4,000円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 34万 1,000円		誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 35万 2,000円
6,000円	6万円	7,000円	6万3,000円
1万円	7万6,000円	1万1,000円	7万9,000円
1万7,000円	10万円	1万8,000円	10万4,000円
5万2,000円	16万円	5万4,000円	16万6,000円
8万2,000円	20万9,000円	8万5,000円	21万6,000円
10万4,000円	25万円	10万8,000円	25万8,000円
13万円	29万3,000円	13万5,000円	30万3,000円
6,000円	市長が定める基準に による審査を行う場合 12万4,000円	7,000円	市長が定める基準に による審査を行う場合 12万9,000円

	その他の場合 4万 8, 000円		その他の場合 5万 円
1万円	市長が定める基準による審査を行う場合 15万6, 000円	1万1, 000円	市長が定める基準による審査を行う場合 16万2, 000円
	その他の場合 6万 1, 000円		その他の場合 6万 4, 000円
1万7, 000円	市長が定める基準による審査を行う場合 20万2, 000円	1万8, 000円	市長が定める基準による審査を行う場合 20万9, 000円
	その他の場合 8万 2, 000円		その他の場合 8万 5, 000円
5万2, 000円	市長が定める基準による審査を行う場合 29万3, 000円	5万4, 000円	市長が定める基準による審査を行う場合 30万3, 000円
	その他の場合 13 万6, 000円		その他の場合 14 万1, 000円
8万2, 000円	市長が定める基準による審査を行う場合 36万4, 000円	8万5, 000円	市長が定める基準による審査を行う場合 37万7, 000円
	その他の場合 18 万1, 000円		その他の場合 18 万7, 000円
10万4, 000円	市長が定める基準による審査を行う場合	10万8, 000円	市長が定める基準による審査を行う場合

	43万2,000円		44万6,000円
	その他の場合 21 万8,000円		その他の場合 22 万6,000円
13万円	市長が定める基準による審査を行う場合 49万4,000円	13万5,000円	市長が定める基準による審査を行う場合 51万1,000円
	その他の場合 25 万7,000円		その他の場合 26 万6,000円
6,000円	市長が定める基準による審査を行う場合 12万4,000円	7,000円	市長が定める基準による審査を行う場合 12万9,000円
	その他の場合 4万 8,000円		その他の場合 5万 円
1万円	市長が定める基準による審査を行う場合 15万6,000円	1万1,000円	市長が定める基準による審査を行う場合 16万2,000円
	その他の場合 6万 1,000円		その他の場合 6万 4,000円
1万7,000円	市長が定める基準による審査を行う場合 20万2,000円	1万8,000円	市長が定める基準による審査を行う場合 20万9,000円
	その他の場合 8万 2,000円		その他の場合 8万 5,000円

5万2, 000円	市長が定める基準による審査を行う場合 29万3, 000円	5万4, 000円	市長が定める基準による審査を行う場合 30万3, 000円
	その他の場合 13 万6, 000円		その他の場合 14 万1, 000円
8万2, 000円	市長が定める基準による審査を行う場合 36万4, 000円	8万5, 000円	市長が定める基準による審査を行う場合 37万7, 000円
	その他の場合 18 万1, 000円		その他の場合 18 万7, 000円
10万4, 000円	市長が定める基準による審査を行う場合 43万2, 000円	10万8, 000円	市長が定める基準による審査を行う場合 44万6, 000円
	その他の場合 21 万8, 000円		その他の場合 22 万6, 000円
13万円	市長が定める基準による審査を行う場合 49万4, 000円	13万5, 000円	市長が定める基準による審査を行う場合 51万1, 000円
	その他の場合 25 万7, 000円		その他の場合 26 万6, 000円

」

」

改め、同項第86号の5の表中

「

「

5, 000円	誘導仕様基準による	6, 000円	誘導仕様基準による
---------	-----------	---------	-----------

	審査を行う場合 1 万 8, 000 円		審査を行う場合 1 万 9, 000 円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う 場 合 3 万 7, 000 円		誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う 場 合 3 万 9, 000 円
5, 000 円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 1 万 8, 000 円	6, 000 円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 1 万 9, 000 円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う 場 合 3 万 7, 000 円		誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う 場 合 3 万 9, 000 円
1 万円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 3 万 5, 000 円	1 万 1, 000 円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 3 万 7, 000 円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う 場 合 7 万 5, 000 円		誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う 場 合 7 万 8, 000 円
1 万 7, 000 円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 5 万 1, 000 円	1 万 8, 000 円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 5 万 3, 000 円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行		誘導仕様基準以外の 基準による審査を行

	う場合 10万 6,000円		う場合 11万円
2万9,000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 7 万5,000円	3万1,000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 7 万8,000円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 15万円		誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 15万 5,000円
4万9,000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 11万2,000円	5万1,000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 11万6,000円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 21万 5,000円		誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 22万 2,000円
8万8,000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 17万1,000円	9万1,000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 17万7,000円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 30万 9,000円		誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 32万円
13万9,000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合	14万4,000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合

	24万3, 000円		25万1, 000円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 41万 8, 000円		誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 43万 2, 000円
17万6, 000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 31万5, 000円	18万2, 000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 32万6, 000円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 54万 9, 000円		誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 56万 8, 000円
18万8, 000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 35万8, 000円	19万5, 000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 37万円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 64万 4, 000円		誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 66万 6, 000円
1万円	11万8, 000円	1万1, 000円	12万2, 000円
1万7, 000円	14万9, 000円	1万9, 000円	15万4, 000円
2万9, 000円	19万5, 000円	3万1, 000円	20万2, 000円
8万7, 000円	30万4, 000円	9万1, 000円	31万4, 000円

13万7,000円	39万円		14万2,000円	40万3,000円
17万4,000円	46万6,000円		18万円	48万2,000円
21万7,000円	54万3,000円		22万4,000円	56万2,000円
1万円	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準（以下の号及び次号において「第1基準」という。）による審査を行う場合 24万6,000円	を	1万1,000円	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準（以下の号及び次号において「第1基準」という。）による審査を行う場合 25万4,000円
	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準（以下の号及び次号において「第2基準」という。）による審査を行う場合 9万4,000円	を		建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準（以下の号及び次号において「第2基準」という。）による審査を行う場合 9万8,000円
1万7,000円	第1基準による審査		1万9,000円	第1基準による審査

	を行う場合 30万 9,000円		を行う場合 31万 9,000円
	第2基準による審査 を行う場合 12万 円		第2基準による審査 を行う場合 12万 5,000円
2万9,000円	第1基準による審査 を行う場合 39万 9,000円	3万1,000円	第1基準による審査 を行う場合 41万 2,000円
	第2基準による審査 を行う場合 15万 8,000円		第2基準による審査 を行う場合 16万 3,000円
8万7,000円	第1基準による審査 を行う場合 56万 9,000円	9万1,000円	第1基準による審査 を行う場合 58万 9,000円
	第2基準による審査 を行う場合 25万 6,000円		第2基準による審査 を行う場合 26万 5,000円
13万7,000円	第1基準による審査 を行う場合 70万 1,000円	14万2,000円	第1基準による審査 を行う場合 72万 5,000円
	第2基準による審査 を行う場合 33万 4,000円		第2基準による審査 を行う場合 34万 6,000円
17万4,000円	第1基準による審査	18万円	第1基準による審査

	を行う場合 82万 9,000円		を行う場合 85万 7,000円
	第2基準による審査 を行う場合 40万 2,000円		第2基準による審査 を行う場合 41万 6,000円
21万7,000円	第1基準による審査 を行う場合 94万 6,000円	22万4,000円	第1基準による審査 を行う場合 97万 8,000円
	第2基準による審査 を行う場合 47万 1,000円		第2基準による審査 を行う場合 48万 7,000円
1万円	第1基準による審査 を行う場合 24万 6,000円	1万1,000円	第1基準による審査 を行う場合 25万 4,000円
	第2基準による審査 を行う場合 9万 4,000円		第2基準による審査 を行う場合 9万 8,000円
1万7,000円	第1基準による審査 を行う場合 30万 9,000円	1万9,000円	第1基準による審査 を行う場合 31万 9,000円
	第2基準による審査 を行う場合 12万 円		第2基準による審査 を行う場合 12万 5,000円
2万9,000円	第1基準による審査	3万1,000円	第1基準による審査

	を行う場合 39万 9, 000円		を行う場合 41万 2, 000円
	第2基準による審査 を行う場合 15万 8, 000円		第2基準による審査 を行う場合 16万 3, 000円
8万7, 000円	第1基準による審査 を行う場合 56万 9, 000円	9万1, 000円	第1基準による審査 を行う場合 58万 9, 000円
	第2基準による審査 を行う場合 25万 6, 000円		第2基準による審査 を行う場合 26万 5, 000円
13万7, 000円	第1基準による審査 を行う場合 70万 1, 000円	14万2, 000円	第1基準による審査 を行う場合 72万 5, 000円
	第2基準による審査 を行う場合 33万 4, 000円		第2基準による審査 を行う場合 34万 6, 000円
17万4, 000円	第1基準による審査 を行う場合 82万 9, 000円	18万円	第1基準による審査 を行う場合 85万 7, 000円
	第2基準による審査 を行う場合 40万 2, 000円		第2基準による審査 を行う場合 41万 6, 000円
21万7, 000円	第1基準による審査	22万4, 000円	第1基準による審査

を行う場合 94万 6,000円	を行う場合 97万 8,000円
第2基準による審査 を行う場合 47万 1,000円	第2基準による審査 を行う場合 48万 7,000円

」

改め、同項第86号の6の表中

「	3,000円 誘導仕様基準による 審査を行う場合 9,000円	3,000円 誘導仕様基準による 審査を行う場合 1 万円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 1 万 9,000円	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 2 万円
	3,000円 誘導仕様基準による 審査を行う場合 9,000円	3,000円 誘導仕様基準による 審査を行う場合 1 万円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 1 万 9,000円	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 2 万円
	6,000円 誘導仕様基準による 審査を行う場合 1 万 8,000円	7,000円 誘導仕様基準による 審査を行う場合 1 万 9,000円

	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 3 万 8, 000円		誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 4 万円
1万円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 2 万 7, 000円	1万1, 000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 2 万 9, 000円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 5 万 5, 000円		誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 5 万 8, 000円
1万7, 000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 4 万円	1万8, 000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 4 万 2, 000円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 7 万 8, 000円		誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 8 万 1, 000円
2万9, 000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 6 万円	3万1, 000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 6 万 3, 000円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 11 万 2, 000円		誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 11 万 6, 000円

5万3, 000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 9 万4, 000円	5万5, 000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 9 万8, 000円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 16万 3, 000円		誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 16万 9, 000円
8万3, 000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 13万5, 000円	8万6, 000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 14万円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 22万 3, 000円		誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 23万 1, 000円
10万6, 000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 17万5, 000円	11万円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 18万1, 000円
	誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 29万 2, 000円		誘導仕様基準以外の 基準による審査を行 う場合 30万 2, 000円
11万3, 000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 19万7, 000円	11万7, 000円	誘導仕様基準による 審査を行う場合 20万4, 000円
	誘導仕様基準以外の		誘導仕様基準以外の

	基準による審査を行 う場合 3 4 万 1, 000円		基準による審査を行 う場合 3 5 万 2, 000円
6, 000円	6 万円	7, 000円	6 万 3, 000円
1 万円	7 万 6, 000円	1 万 1, 000円	7 万 9, 000円
1 万 7, 000円	1 0 万円	1 万 8, 000円	1 0 万 4, 000円
5 万 2, 000円	1 6 万円	5 万 4, 000円	1 6 万 6, 000円
8 万 2, 000円	2 0 万 9, 000円	8 万 5, 000円	2 1 万 6, 000円
1 0 万 4, 000円	2 5 万円	1 0 万 8, 000円	2 5 万 8, 000円
1 3 万円	2 9 万 3, 000円	1 3 万 5, 000円	3 0 万 3, 000円
6, 000円	第 1 基準による審査 を行う場合 1 2 万 4, 000円	7, 000円	第 1 基準による審査 を行う場合 1 2 万 9, 000円
	第 2 基準による審査 を行う場合 4 万 8, 000円		第 2 基準による審査 を行う場合 5 万円
1 万円	第 1 基準による審査 を行う場合 1 5 万 6, 000円	1 万 1, 000円	第 1 基準による審査 を行う場合 1 6 万 2, 000円
	第 2 基準による審査 を行う場合 6 万 1, 000円		第 2 基準による審査 を行う場合 6 万 4, 000円

1万7, 000円	第1基準による審査 を行う場合 20万 2, 000円	1万8, 000円	第1基準による審査 を行う場合 20万 9, 000円
	第2基準による審査 を行う場合 8万 2, 000円		第2基準による審査 を行う場合 8万 5, 000円
5万2, 000円	第1基準による審査 を行う場合 29万 3, 000円	5万4, 000円	第1基準による審査 を行う場合 30万 3, 000円
	第2基準による審査 を行う場合 13万 6, 000円		第2基準による審査 を行う場合 14万 1, 000円
8万2, 000円	第1基準による審査 を行う場合 36万 4, 000円	8万5, 000円	第1基準による審査 を行う場合 37万 7, 000円
	第2基準による審査 を行う場合 18万 1, 000円		第2基準による審査 を行う場合 18万 7, 000円
10万4, 000円	第1基準による審査 を行う場合 43万 2, 000円	10万8, 000円	第1基準による審査 を行う場合 44万 6, 000円
	第2基準による審査 を行う場合 21万 8, 000円		第2基準による審査 を行う場合 22万 6, 000円

	13万円	第1基準による審査 を行う場合 49万 4,000円		13万5,000円	第1基準による審査 を行う場合 51万 1,000円
		第2基準による審査 を行う場合 25万 7,000円			第2基準による審査 を行う場合 26万 6,000円
	6,000円	第1基準による審査 を行う場合 12万 4,000円		7,000円	第1基準による審査 を行う場合 12万 9,000円
		第2基準による審査 を行う場合 4万 8,000円			第2基準による審査 を行う場合 5万円
	1万円	第1基準による審査 を行う場合 15万 6,000円		1万1,000円	第1基準による審査 を行う場合 16万 2,000円
		第2基準による審査 を行う場合 6万 1,000円			第2基準による審査 を行う場合 6万 4,000円
	1万7,000円	第1基準による審査 を行う場合 20万 2,000円		1万8,000円	第1基準による審査 を行う場合 20万 9,000円
		第2基準による審査 を行う場合 8万 2,000円			第2基準による審査 を行う場合 8万 5,000円

	5万2, 000円	第1基準による審査 を行う場合 29万 3, 000円		5万4, 000円	第1基準による審査 を行う場合 30万 3, 000円
		第2基準による審査 を行う場合 13万 6, 000円			第2基準による審査 を行う場合 14万 1, 000円
	8万2, 000円	第1基準による審査 を行う場合 36万 4, 000円		8万5, 000円	第1基準による審査 を行う場合 37万 7, 000円
		第2基準による審査 を行う場合 18万 1, 000円			第2基準による審査 を行う場合 18万 7, 000円
	10万4, 000円	第1基準による審査 を行う場合 43万 2, 000円		10万8, 000円	第1基準による審査 を行う場合 44万 6, 000円
		第2基準による審査 を行う場合 21万 8, 000円			第2基準による審査 を行う場合 22万 6, 000円
	13万円	第1基準による審査 を行う場合 49万 4, 000円		13万5, 000円	第1基準による審査 を行う場合 51万 1, 000円
		第2基準による審査 を行う場合 25万 7, 000円			第2基準による審査 を行う場合 26万 6, 000円

」

」

改め、同項第86号の8の表中

「

5, 000円
5, 000円
1万円
1万7, 000円
2万9, 000円
4万9, 000円
8万8, 000円
13万9, 000円
17万6, 000円
18万8, 000円
1万円
1万7, 000円
2万9, 000円
8万7, 000円
13万7, 000円
17万4, 000円
21万7, 000円
1万円

「

6, 000円
6, 000円
1万1, 000円
1万8, 000円
3万1, 000円
5万1, 000円
9万1, 000円
14万4, 000円
18万2, 000円
19万5, 000円
1万1, 000円
1万9, 000円
3万1, 000円
9万1, 000円
14万2, 000円
18万円
22万4, 000円
1万円

1万7, 000円
2万9, 000円
8万7, 000円
13万7, 000円
17万4, 000円
21万7, 000円
1万円
1万7, 000円
2万9, 000円
8万7, 000円
13万7, 000円
17万4, 000円
21万7, 000円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準（以下この号及び次号から第86号の10までにおいて「第3基準」という。）による判定を行う場合 3万7, 000円
建築物エネルギー消費性能基準等を

1万9, 000円
3万円
9万円
14万2, 000円
18万円
22万4, 000円
1万円
1万9, 000円
3万円
9万円
14万2, 000円
18万円
22万4, 000円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準（以下この号及び次号から第86号の10までにおいて「第3基準」という。）による判定を行う場合 3万9, 000円
建築物エネルギー消費性能基準等を

定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)若しくは第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準（以下の号及び次号から第86号の10までにおいて「第4基準」という。）による判定を行う場合 1万8,000円	定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)若しくは第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準（以下の号及び次号から第86号の10までにおいて「第4基準」という。）による判定を行う場合 1万9,000円
第3基準による判定を行う場合 3万7,000円	第3基準による判定を行う場合 3万9,000円
第4基準による判定を行う場合 1万8,000円	第4基準による判定を行う場合 1万9,000円
第3基準による判定を行う場合 7万5,000円	第3基準による判定を行う場合 7万8,000円
第4基準による判定を行う場合 3万5,000円	第4基準による判定を行う場合 3万7,000円
第3基準による判定を行う場合 10万6,000円	第3基準による判定を行う場合 11万円
第4基準による判定を行う場合 5万1,000円	第4基準による判定を行う場合 5万3,000円
第3基準による判定を行う場合 15万円	第3基準による判定を行う場合 15万5,000円
第4基準による判定を行う場合 7万5,000円	第4基準による判定を行う場合 7万8,000円
第3基準による判定を行う場合	第3基準による判定を行う場合

21万5, 000円	22万2, 000円
第4基準による判定を行う場合	第4基準による判定を行う場合
11万2, 000円	11万6, 000円
第3基準による判定を行う場合	第3基準による判定を行う場合
30万9, 000円	32万円
第4基準による判定を行う場合	第4基準による判定を行う場合
17万1, 000円	17万7, 000円
第3基準による判定を行う場合	第3基準による判定を行う場合
41万8, 000円	43万2, 000円
第4基準による判定を行う場合	第4基準による判定を行う場合
24万3, 000円	25万1, 000円
第3基準による判定を行う場合	第3基準による判定を行う場合
54万9, 000円	56万8, 000円
第4基準による判定を行う場合	第4基準による判定を行う場合
31万5, 000円	32万6, 000円
第3基準による判定を行う場合	第3基準による判定を行う場合
64万4, 000円	66万6, 000円
第4基準による判定を行う場合	第4基準による判定を行う場合
35万8, 000円	37万円
11万8, 000円	12万2, 000円
14万9, 000円	15万4, 000円
19万5, 000円	20万2, 000円

を 第3基準による判定を行う場合 に改め、同項第

30万4, 000円	31万4, 000円
39万円	40万3, 000円
46万6, 000円	48万2, 000円
54万3, 000円	56万2, 000円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに規定する基準（以下この号から第86号の10までにおいて「第5基準」という。）による判定を行う場合 24万6, 000円	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに規定する基準（以下この号から第86号の10までにおいて「第5基準」という。）による判定を行う場合 25万5, 000円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに規定する基準（以下この号から第86号の10までにおいて「第6基準」という。）による判定を行う場合 9万4, 000円	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに規定する基準（以下この号から第86号の10までにおいて「第6基準」という。）による判定を行う場合 9万7, 000円
第5基準による判定を行う場合 30万9, 000円	第5基準による判定を行う場合 31万9, 000円
第6基準による判定を行う場合 12万円	第6基準による判定を行う場合 12万4, 000円
第5基準による判定を行う場合 39万9, 000円	第5基準による判定を行う場合 41万2, 000円
第6基準による判定を行う場合 15万8, 000円	第6基準による判定を行う場合 16万3, 000円

第5基準による判定を行う場合
56万9, 000円
第6基準による判定を行う場合
25万6, 000円
第5基準による判定を行う場合
70万1, 000円
第6基準による判定を行う場合
33万4, 000円
第5基準による判定を行う場合
82万9, 000円
第6基準による判定を行う場合
40万2, 000円
第5基準による判定を行う場合
94万6, 000円
第6基準による判定を行う場合
47万1, 000円
2万円
2万8, 000円
4万円
10万3, 000円
15万5, 000円
19万3, 000円

第5基準による判定を行う場合
58万9, 000円
第6基準による判定を行う場合
26万5, 000円
第5基準による判定を行う場合
72万5, 000円
第6基準による判定を行う場合
34万6, 000円
第5基準による判定を行う場合
85万7, 000円
第6基準による判定を行う場合
41万6, 000円
第5基準による判定を行う場合
97万8, 000円
第6基準による判定を行う場合
48万3, 000円
2万1, 000円
3万円
4万2, 000円
10万7, 000円
16万円
20万円

	23万9, 000円		24万7, 000円
第5基準による判定を行う場合		第5基準による判定を行う場合	
24万6, 000円		25万5, 000円	
第6基準による判定を行う場合		第6基準による判定を行う場合	
9万4, 000円		9万7, 000円	
第5基準による判定を行う場合		第5基準による判定を行う場合	
30万9, 000円		31万9, 000円	
第6基準による判定を行う場合		第6基準による判定を行う場合	
12万円		12万4, 000円	
第5基準による判定を行う場合		第5基準による判定を行う場合	
39万9, 000円		41万2, 000円	
第6基準による判定を行う場合		第6基準による判定を行う場合	
15万8, 000円		16万3, 000円	
第5基準による判定を行う場合		第5基準による判定を行う場合	
56万9, 000円		58万9, 000円	
第6基準による判定を行う場合		第6基準による判定を行う場合	
25万6, 000円		26万5, 000円	
第5基準による判定を行う場合		第5基準による判定を行う場合	
70万1, 000円		72万5, 000円	
第6基準による判定を行う場合		第6基準による判定を行う場合	
33万4, 000円		34万6, 000円	
第5基準による判定を行う場合		第5基準による判定を行う場合	
82万9, 000円		85万7, 000円	

第6基準による判定を行う場合
40万2, 000円
第5基準による判定を行う場合
94万6, 000円
第6基準による判定を行う場合
47万1, 000円
2万円
2万8, 000円
4万円
10万3, 000円
15万5, 000円
19万3, 000円
23万9, 000円

第6基準による判定を行う場合
41万6, 000円
第5基準による判定を行う場合
97万8, 000円
第6基準による判定を行う場合
48万7, 000円
2万1, 000円
3万円
4万2, 000円
10万7, 000円
16万円
20万円
24万7, 000円

」

」

86号の9の表中

6, 000円
1万円
1万7, 000円
2万9, 000円
5万3, 000円

7, 000円
1万1, 000円
1万8, 000円
3万1, 000円
5万5, 000円

8万3, 000円
10万6, 000円
11万3, 000円
6, 000円
1万円
1万7, 000円
5万2, 000円
8万2, 000円
10万4, 000円
13万円
6, 000円
1万円
1万7, 000円
5万2, 000円
8万2, 000円
10万4, 000円
13万円
6, 000円
1万円

8万6, 000円
11万円
11万7, 000円
7, 000円
1万1, 000円
1万8, 000円
5万4, 000円
8万5, 000円
10万8, 000円
13万5, 000円
6, 000円
1万1, 000円
1万8, 000円
5万4, 000円
8万5, 000円
10万8, 000円
13万5, 000円
6, 000円
1万1, 000円

1万7, 000円
5万2, 000円
8万2, 000円
10万4, 000円
13万円
第3基準による判定を行う場合 1 万9, 000円
第4基準による判定を行う場合 9, 000円
第3基準による判定を行う場合 1 万9, 000円
第4基準による判定を行う場合 9, 000円
第3基準による判定を行う場合 3 万8, 000円
第4基準による判定を行う場合 1 万8, 000円
第3基準による判定を行う場合 5 万5, 000円
第4基準による判定を行う場合 2 万7, 000円
第3基準による判定を行う場合 7

1万8, 000円
5万4, 000円
8万5, 000円
10万8, 000円
13万5, 000円
第3基準による判定を行う場合 2 万円
第4基準による判定を行う場合 1 万円
第3基準による判定を行う場合 2 万円
第4基準による判定を行う場合 1 万円
第3基準による判定を行う場合 4 万円
第4基準による判定を行う場合 1 万9, 000円
第3基準による判定を行う場合 5 万8, 000円
第4基準による判定を行う場合 2 万9, 000円
第3基準による判定を行う場合 8

万 8, 000 円	万 1, 000 円
第 4 基準による判定を行う場合 4 万円	第 4 基準による判定を行う場合 4 万 2, 000 円
第 3 基準による判定を行う場合 11万2, 000円	第 3 基準による判定を行う場合 11万6, 000円
第 4 基準による判定を行う場合 6 万円	第 4 基準による判定を行う場合 6 万 3, 000 円
第 3 基準による判定を行う場合 16万3, 000円	第 3 基準による判定を行う場合 16万9, 000円
第 4 基準による判定を行う場合 9 万 4, 000 円	第 4 基準による判定を行う場合 9 万 8, 000 円
第 3 基準による判定を行う場合 22万3, 000円	第 3 基準による判定を行う場合 23万1, 000円
第 4 基準による判定を行う場合 13万5, 000円	第 4 基準による判定を行う場合 14万円
第 3 基準による判定を行う場合 29万2, 000円	第 3 基準による判定を行う場合 30万2, 000円
第 4 基準による判定を行う場合 17万5, 000円	第 4 基準による判定を行う場合 18万1, 000円
第 3 基準による判定を行う場合 34万1, 000円	第 3 基準による判定を行う場合 35万2, 000円
第 4 基準による判定を行う場合 19万7, 000円	第 4 基準による判定を行う場合 20万4, 000円

	6万円	
	7万6, 000円	
を	10万円	に改め、同項第
	16万円	
	20万9, 000円	
	25万円	
	29万3, 000円	
第5基準による判定を行う場合	12万4, 000円	第5基準による判定を行う場合
第6基準による判定を行う場合	4万8, 000円	12万8, 000円
第5基準による判定を行う場合	15万6, 000円	第6基準による判定を行う場合
第6基準による判定を行う場合	6万1, 000円	5万円
第5基準による判定を行う場合	20万2, 000円	第5基準による判定を行う場合
第6基準による判定を行う場合	8万2, 000円	16万2, 000円
第5基準による判定を行う場合	29万3, 000円	第6基準による判定を行う場合
		6万4, 000円
		第5基準による判定を行う場合
		20万9, 000円
		第6基準による判定を行う場合
		8万5, 000円
		第5基準による判定を行う場合
		30万3, 000円

第6基準による判定を行う場合
13万6, 000円
第5基準による判定を行う場合
36万4, 000円
第6基準による判定を行う場合
18万1, 000円
第5基準による判定を行う場合
43万2, 000円
第6基準による判定を行う場合
21万8, 000円
第5基準による判定を行う場合
49万4, 000円
第6基準による判定を行う場合
25万7, 000円
1万1, 000円
1万6, 000円
2万3, 000円
6万円
9万1, 000円
11万3, 000円
14万1, 000円

第6基準による判定を行う場合
14万1, 000円
第5基準による判定を行う場合
37万7, 000円
第6基準による判定を行う場合
18万7, 000円
第5基準による判定を行う場合
44万6, 000円
第6基準による判定を行う場合
22万5, 000円
第5基準による判定を行う場合
51万1, 000円
第6基準による判定を行う場合
26万6, 000円
1万1, 000円
1万7, 000円
2万4, 000円
6万2, 000円
9万4, 000円
11万7, 000円
14万6, 000円

第5基準による判定を行う場合	12万4,000円
第6基準による判定を行う場合	4万8,000円
第5基準による判定を行う場合	15万6,000円
第6基準による判定を行う場合	6万1,000円
第5基準による判定を行う場合	20万2,000円
第6基準による判定を行う場合	8万2,000円
第5基準による判定を行う場合	29万3,000円
第6基準による判定を行う場合	13万6,000円
第5基準による判定を行う場合	36万4,000円
第6基準による判定を行う場合	18万1,000円
第5基準による判定を行う場合	43万2,000円
第6基準による判定を行う場合	

第5基準による判定を行う場合	12万8,000円
第6基準による判定を行う場合	5万円
第5基準による判定を行う場合	16万2,000円
第6基準による判定を行う場合	6万4,000円
第5基準による判定を行う場合	20万9,000円
第6基準による判定を行う場合	8万5,000円
第5基準による判定を行う場合	30万3,000円
第6基準による判定を行う場合	14万1,000円
第5基準による判定を行う場合	37万7,000円
第6基準による判定を行う場合	18万7,000円
第5基準による判定を行う場合	44万6,000円
第6基準による判定を行う場合	

21万8, 000円	22万5, 000円
第5基準による判定を行う場合	第5基準による判定を行う場合
49万4, 000円	51万1, 000円
第6基準による判定を行う場合	第6基準による判定を行う場合
25万7, 000円	26万6, 000円
1万1, 000円	1万1, 000円
1万6, 000円	1万7, 000円
2万3, 000円	2万4, 000円
6万円	6万2, 000円
9万1, 000円	9万4, 000円
11万3, 000円	11万7, 000円
14万1, 000円	14万6, 000円

」

」

86号の10の表中

「	」
1, 000円 第3基準による判定 を行 う 場 合 9, 000円	2, 000円 第3基準による判定 を行 う 場 合 1万円
第4基準による判定 を行 う 場 合 4, 000円	第4基準による判定 を行 う 場 合 5, 000円
1, 000円 第3基準による判定	2, 000円 第3基準による判定

	を行 う 場 合 9, 000円		を行 う場合 1万円
	第4基準による判定 を行 う 場 合 4, 000円		第4基準による判定 を行 う 場 合 5, 000円
3, 000円	第3基準による判定 を行 う場合 1万 9, 000円	3, 000円	第3基準による判定 を行 う場合 2万円
	第4基準による判定 を行 う 場 合 9, 000円		第4基準による判定 を行 う場合 1万円
5, 000円	第3基準による判定 を行 う場合 2万 7, 000円	5, 000円	第3基準による判定 を行 う場合 2万 8, 000円
	第4基準による判定 を行 う場合 1万 3, 000円		第4基準による判定 を行 う場合 1万 4, 000円
8, 000円	第3基準による判定 を行 う場合 3万 9, 000円	9, 000円	第3基準による判定 を行 う場合 4万 1, 000円
	第4基準による判定 を行 う場合 2万円		第4基準による判定 を行 う場合 2万 1, 000円
1万4, 000円	第3基準による判定	1万5, 000円	第3基準による判定

	を行う場合 5万 6, 000円		を行う場合 5万 8, 000円
	第4基準による判定 を行う場合 3万円		第4基準による判定 を行う場合 3万 2, 000円
2万6, 000円	第3基準による判定 を行う場合 8万 1, 000円	2万7, 000円	第3基準による判定 を行う場合 8万 4, 000円
	第4基準による判定 を行う場合 4万 7, 000円		第4基準による判定 を行う場合 4万 9, 000円
4万1, 000円	第3基準による判定 を行う場合 11万 1, 000円	4万3, 000円	第3基準による判定 を行う場合 11万 5, 000円
	第4基準による判定 を行う場合 6万 7, 000円		第4基準による判定 を行う場合 7万円
5万3, 000円	第3基準による判定 を行う場合 14万 6, 000円	5万5, 000円	第3基準による判定 を行う場合 15万 1, 000円
	第4基準による判定 を行う場合 8万 7, 000円		第4基準による判定 を行う場合 9万 1, 000円
5万6, 000円	第3基準による判定	5万8, 000円	第3基準による判定

	を行う場合 17万円		を行う場合 17万6,000円
	第4基準による判定 を行う場合 9万8,000円		第4基準による判定 を行う場合 10万2,000円
3,000円	3万円	3,000円	3万1,000円
5,000円	3万8,000円	6,000円	4万円
8,000円	5万円	9,000円	5万2,000円
2万6,000円	8万円	2万7,000円	8万3,000円
4万1,000円	10万4,000円	4万3,000円	10万8,000円
5万2,000円	12万5,000円	5万4,000円	13万円
6万5,000円	14万6,000円	6万7,000円	15万2,000円
3,000円	第5基準による判定 を行う場合 6万2,000円	3,000円	第5基準による判定 を行う場合 6万4,000円
	第6基準による判定 を行う場合 2万4,000円		第6基準による判定 を行う場合 2万5,000円
5,000円	第5基準による判定 を行う場合 7万8,000円	6,000円	第5基準による判定 を行う場合 8万1,000円
	第6基準による判定		第6基準による判定

	を行う場合 3万円		を行う場合 3万 2, 000円
8, 000円	第5基準による判定 を行う場合 10万 1, 000円	9, 000円	第5基準による判定 を行う場合 10万 4, 000円
	第6基準による判定 を行う場合 4万 1, 000円		第6基準による判定 を行う場合 4万 3, 000円
2万6, 000円	第5基準による判定 を行う場合 14万 6, 000円	2万7, 000円	第5基準による判定 を行う場合 15万 1, 000円
	第6基準による判定 を行う場合 6万 8, 000円		第6基準による判定 を行う場合 7万 1, 000円
4万1, 000円	第5基準による判定 を行う場合 18万 2, 000円	4万3, 000円	第5基準による判定 を行う場合 18万 8, 000円
	第6基準による判定 を行う場合 9万円		第6基準による判定 を行う場合 9万 3, 000円
5万2, 000円	第5基準による判定 を行う場合 21万 6, 000円	5万4, 000円	第5基準による判定 を行う場合 22万 4, 000円
	第6基準による判定		第6基準による判定

	を行う場合 10万 9, 000円		を行う場合 11万 3, 000円
6万5, 000円	第5基準による判定 を行う場合 24万 7, 000円	6万7, 000円	第5基準による判定 を行う場合 25万 6, 000円
	第6基準による判定 を行う場合 12万 8, 000円		第6基準による判定 を行う場合 13万 3, 000円
3, 000円	5, 000円	3, 000円	6, 000円
5, 000円	8, 000円	6, 000円	8, 000円
8, 000円	1万1, 000円	9, 000円	1万2, 000円
2万6, 000円	3万円	2万7, 000円	3万1, 000円
4万1, 000円	4万5, 000円	4万3, 000円	4万7, 000円
5万2, 000円	5万6, 000円	5万4, 000円	5万9, 000円
6万5, 000円	7万円	6万7, 000円	7万3, 000円
3, 000円	第5基準による判定 を行う場合 6万 2, 000円	3, 000円	第5基準による判定 を行う場合 6万 4, 000円
	第6基準による判定 を行う場合 2万 4, 000円		第6基準による判定 を行う場合 2万 5, 000円
5, 000円	第5基準による判定	6, 000円	第5基準による判定

	を行う場合 7万 8, 000円		を行う場合 8万 1, 000円
	第6基準による判定 を行う場合 3万円		第6基準による判定 を行う場合 3万 2, 000円
8, 000円	第5基準による判定 を行う場合 10万 1, 000円	9, 000円	第5基準による判定 を行う場合 10万 4, 000円
	第6基準による判定 を行う場合 4万 1, 000円		第6基準による判定 を行う場合 4万 3, 000円
2万6, 000円	第5基準による判定 を行う場合 14万 6, 000円	2万7, 000円	第5基準による判定 を行う場合 15万 1, 000円
	第6基準による判定 を行う場合 6万 8, 000円		第6基準による判定 を行う場合 7万 1, 000円
4万1, 000円	第5基準による判定 を行う場合 18万 2, 000円	4万3, 000円	第5基準による判定 を行う場合 18万 8, 000円
	第6基準による判定 を行う場合 9万円		第6基準による判定 を行う場合 9万 3, 000円
5万2, 000円	第5基準による判定	5万4, 000円	第5基準による判定

	を行う場合 21万 6,000円		を行う場合 22万 4,000円
	第6基準による判定 を行う場合 10万 9,000円		第6基準による判定 を行う場合 11万 3,000円
6万5,000円	第5基準による判定 を行う場合 24万 7,000円	6万7,000円	第5基準による判定 を行う場合 25万 6,000円
	第6基準による判定 を行う場合 12万 8,000円		第6基準による判定 を行う場合 13万 3,000円
3,000円	5,000円	3,000円	6,000円
5,000円	8,000円	6,000円	8,000円
8,000円	1万1,000円	9,000円	1万2,000円
2万6,000円	3万円	2万7,000円	3万1,000円
4万1,000円	4万5,000円	4万3,000円	4万7,000円
5万2,000円	5万6,000円	5万4,000円	5万9,000円
6万5,000円	7万円	6万7,000円	7万3,000円

」

」

改め、同項第86号の11の表中

「

「

3,000円	4,000円
--------	--------

3, 000円
4, 000円
1万円
1万5, 000円
2万3, 000円
3万6, 000円
3万9, 000円
4万2, 000円
7万7, 000円
2, 000円
2, 000円
3, 000円
5, 000円
1万円
1万5, 000円
3万6, 000円
4万8, 000円
8万8, 000円
2, 000円

を

4, 000円
5, 000円
1万1, 000円
1万6, 000円
2万4, 000円
3万7, 000円
4万円
4万3, 000円
8万円
2, 000円
3, 000円
4, 000円
6, 000円
1万1, 000円
1万6, 000円
3万7, 000円
5万円
9万1, 000円
2, 000円

に、

2, 000円
3, 000円
5, 000円
1万円
1万5, 000円
3万6, 000円
4万8, 000円
8万8, 000円

」

3, 000円
4, 000円
6, 000円
1万1, 000円
1万6, 000円
3万7, 000円
5万円
9万1, 000円

」

「

「

3, 000円
4, 000円
6, 000円
6, 000円
2, 000円
2, 000円
3, 000円
5, 000円
1万円
1万5, 000円

を

4, 000円
5, 000円
7, 000円
7, 000円
2, 000円
3, 000円
4, 000円
6, 000円
1万1, 000円
1万6, 000円

に、

3万6, 000円
4万8, 000円
8万8, 000円

」

3万7, 000円
5万円
9万1, 000円

」

「

「

3, 000円
4, 000円
6, 000円

を

4, 000円
5, 000円
7, 000円

に改める。

」

」

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に申請を受け付けた事務に関する手数料については、なお従前の例による。

議第41号

富士市立保育園の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市立保育園の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する
ものとする。

令和8年2月13日提出

富士市長 金指祐樹

富士市立保育園の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)
条 例 第 号

富士市立保育園の設置等に関する条例（昭和41年富士市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第7条各号列記以外の部分中「第1号」の次に「及び第2号」を加え、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 乳児等通園支援事業（児童福祉法第6条の3第23号に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）

第7条の次に次の2条を加える。

（乳児等通園支援事業の利用時間）

第7条の2 乳児等通園支援事業の利用時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。

ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

（乳児等通園支援保育料）

第7条の3 乳児等通園支援事業を利用した児童の保護者は、乳児等通園支援保育料として、次の表の左欄に掲げる児童の区分に応じ、同表の右欄に定める額を納付するものとする。

1 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護世帯に属する児童	無料
2 同一の世帯に属する全ての者的地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に掲げる所得割額を合算した額が77,101円未満である世帯に属する児童（1の区分の児童を除く。）	1時間につき 100円
3 富士市要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童若しくは要保護児童のいる世帯又は市長が特に支援の必要があると認めた世帯のうち、市長が当該保育料を軽減することが適当であると認める世帯に属する児童（1及び2の区分の児童を除く。）	1時間につき 100円
4 その他の世帯に属する児童	1時間につき 300円

第8条中「前条各号」を「第7条第2号及び第3号」に改める。

第12条中「児童」の次に「(同条第2号及び第3号の事業を利用するものに限る。)」を、「要件」の次に「(それぞれ同号の事業に該当するものに限る。)」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第42号

富士市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について

富士市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月13日提出

富士市長 金指祐樹

富士市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(令和 年 月 日)
(条 例 第 号)

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

(一般原則)

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第43号

富士市こども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例制定について

富士市こども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月13日提出

富士市長 金指祐樹

富士市こども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)
条例第 号

富士市こども医療費助成金支給条例（平成9年富士市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第8条の2を削る。

第10条の見出し中「助成金等」を「助成金」に改め、同条第2項を削る。

第11条第2項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

対象となる療養内容	助成金の算定方法
(1) 診察	左欄に掲げる療養に要する費用（健康保険法第76条第2項、第85条第2項又は第88条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した額）から保険給付額その他法令等の規定に基づき補填された医療費の合計額を控除した額
(2) 薬剤又は治療材料の支給	
(3) 処置、手術その他の治療	
(4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護	
(5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護	
(6) 前号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養	

（注）この表において「保険給付額」とは、医療保険各法に規定する療養の給付の額並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、高額療養費及び特別療養費の支給の額をいう。

附 則

- この条例は、令和8年10月1日から施行する。
- この条例の施行の日前に受けた療養に要した医療費に係る助成金及び自己負担金については、なお従前の例による。

議第44号

富士市救急医療センター条例の一部を改正する条例制定について

富士市救急医療センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月13日提出

富士市長 金指祐樹

富士市救急医療センター条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日
条 例 第 号)

富士市救急医療センター条例（昭和63年富士市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表自費診療料の項を次のように改める。

自動車損害賠償責任 保険診療料	第6条第2項本文の 規定により算定した 額の1点につき	16円50銭	消費税法（昭和63年法律第 108号）第6条第1項の規 定により消費税を課されない こととなる場合は、15円と する。
その他の自費診療料	第6条第2項本文の 規定により算定した 額の1点につき	11円	消費税法第6条第1項の規定 により消費税を課されないこ ととなる場合は、10円とす る。

別表中「2, 200円」を「3, 300円」に、「4, 400円」を「6, 600円」に、
「1, 100円」を「1, 650円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第45号

富士市斎場条例の一部を改正する条例制定について

富士市斎場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月13日提出

富士市長 金指祐樹

富士市斎場条例の一部を改正する条例

(令和　年　月　日
条　例　第　号)

富士市斎場条例（昭和61年富士市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「富士市大淵2588番地の1」を「富士市末広18番地の1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第46号

富士市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

富士市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月13日提出

富士市長 金指祐樹

富士市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日
条 例 第 号)

富士市国民健康保険税条例（昭和42年富士市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円を」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）第56条の88の2第1項に規定する額を」に、「65万円と」を「同項に規定する額と」に改め、同条第3項ただし書中「24万円を」を「政令第56条の88の2第2項に規定する額を」に、「24万円と」を「同項に規定する額と」に改め、同条第4項ただし書中「17万円を」を「政令第56条の88の2第3項に規定する額を」に、「17万円と」を「同項に規定する額と」に改める。

第12条第1項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号）」を「政令」に改める。

第19条第1項中「65万円を」を「政令第56条の88の2第1項に規定する額を」に、「65万円」を「同項に規定する額」に、「24万円を」を「政令第56条の88の2第2項に規定する額を」に、「24万円」を「同項に規定する額」に、「17万円を」を「政令第56条の88の2第3項に規定する額を」に、「17万円」を「同項に規定する額」に改め、同条第3項中「地方税法施行令」を「政令」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の富士市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第47号

富士市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

富士市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月13日提出

富士市長 金指祐樹

富士市介護保険条例の一部を改正する条例

(令和　年　月　日)
（条例第　号）

富士市介護保険条例（平成12年富士市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第11条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額をえた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、

第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)」とする。
(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第12条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）
- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
- イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合
- ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下この項において「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合
- (3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い富士市税条例（昭和61年富士市条例第32号）で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
- イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であ

り、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い富士市税条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い富士市税条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下の場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、令和8年度の保険料について適用し、令和7年度までの保険料については、なお従前の例による。

議第48号

富士市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月13日提出

富士市長 金指祐樹

富士市火入れに関する条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)
条 例 第 号

富士市火入れに関する条例（昭和59年富士市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「とき、」を「場合」に、「、異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報」に、「ときは」を「場合には」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第49号

富士市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

富士市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月13日提出

富士市長 金指祐樹

富士市都市公園条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日
条例 第 号)

第1条 富士市都市公園条例（昭和48年富士市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「
雁公園
砂山公園」
を 「雁公園」
に改める。
」

第2条 富士市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

「
岩本山公園
広見公園
雁公園」
を 「
岩本山公園
新通町公園
広見公園
南町公園」
に、
」

「
富士総合運動公園」
を 「
富士総合運動公園
入山瀬公園」
に、
」

「
湧水公園」
を 「
湧水公園
浮島沼つり場公園」
に、
」

「
善得寺公園」
を 「
善得寺公園
原田公園
竹採公園
鎧ヶ淵親水公園」
に改め、
」

同表に次のように加える。

かがみ石公園
浮島ヶ原自然公園

附 則

この条例中第1条の規定は令和8年4月1日から、第2条の規定は令和9年4月1日から施行する。

議第 50 号

岳南広域都市計画富士駅北口周辺地区計画の区域内における建築物の制限
に関する条例の一部を改正する条例制定について

岳南広域都市計画富士駅北口周辺地区計画の区域内における建築物の制限に関する条
例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 13 日提出

富士市長 金指祐樹

岳南広域都市計画富士駅北口周辺地区計画の区域内における建築物の制限に関する条

例の一部を改正する条例

(令和　年　月　日)
条　例　第　号)

岳南広域都市計画富士駅北口周辺地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和4年富士市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「富士駅北口駅前広場」を「都市計画道路富士駅伝法線」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 51 号

富士市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

富士市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 13 日提出

富士市長 金指祐樹

富士市営住宅条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日
条 例 第 号)

富士市営住宅条例（平成9年富士市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「第1項」を「第1項各号」に改め、「者のうち」の次に「、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を扶養している者」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第52号

富士市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月13日提出

富士市長 金指祐樹

富士市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(令和　年　月　日)
条　例　第　号)

富士市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年富士市条例第65号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「厚原」の次に「、末広」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第53号

富士市水道事業及び公共下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び富士市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市水道事業及び公共下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び富士市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月13日提出

富士市長 金指祐樹

富士市水道事業及び公共下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び

富士市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)
条 例 第 号

(富士市水道事業及び公共下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 富士市水道事業及び公共下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年富士市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の次に「(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

(第2種初任給調整手当)

第7条の2 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法（昭和34年法律第137号）による地域別最低賃金の額を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。

2 前項の規定による第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

第8条の2中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第9条第1項第1号中「技能労務職員」を「企業職員」に改め、同項第2号中「技能労務職員」を「企業職員」に改め、「給料」の次に「、第2種初任給調整手当」を加える。

(富士市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 富士市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年富士市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「給料」の次に「、第2種初任給調整手当」を加える。

第7条の2の次に次の1条を加える。

(第2種初任給調整手当)

第7条の3 フルタイム会計年度任用職員の第2種初任給調整手当の支給については、給与条例第9条の2の規定を準用する。

第18条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(報酬額)」を付し、同条第2項中

「100分の3」を「100分の4」に改める。

第18条の次に次の1条を加える。

第18条の2 前条第2項に規定する基準月額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（以下この条において「特定額」という。）が、給与条例第9条の2第1項に規定する基準額（以下この条において「基準額」という。）を下回るパートタイム会計年度任用職員には、規則で定める期間、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を前条の報酬に加算して支給する。

(1) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と特定額の差額を月額に換算した額

(2) 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と特定額の差額を日額に換算した額

(3) 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 基準額と特定額の差額を基準として規則で定める額

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に支給事由の生じた給与等の支給については、なお従前の例による。

議第54号

富士市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正
する条例制定について

富士市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月13日提出

富士市長 金指祐樹

富士市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)
条例第 号

富士市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和7年富士市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第6条の見出しを削り、同条の前に見出として「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第6条の2 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法（昭和34年法律第137号）による地域別最低賃金の額を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。

2 前項の規定による第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

第7条第1項ただし書中「次の各号に掲げる扶養手当の区分に応じて当該各号に」を「次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものに相当するものとして管理者が」に改め、同項各号を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第24条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第25条第1項第2号中「給料」の次に「、第2種初任給調整手当」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 55 号

富士市育英奨学条例の一部を改正する条例制定について

富士市育英奨学条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 13 日提出

富士市長 金指祐樹

富士市育英奨学条例の一部を改正する条例

(令和　年　月　日
条　例　第　号)

富士市育英奨学条例（昭和42年富士市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中「1万円」を「1万2,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 56 号

富士市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 13 日提出

富士市長 金指祐樹

富士市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)
条 例 第 号

富士市立体育館の設置及び管理に関する条例（昭和45年富士市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表富士市立富士体育館附属卓球場の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第57号

富士市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

富士市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月13日提出

富士市長 金指祐樹

富士市火災予防条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日
条例第 号)

富士市火災予防条例（昭和41年富士市条例第38号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）

」

を

「

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）

第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）

」

に改める。

第7条の2の見出しを「(一般サウナ設備)」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動

及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条中「警報」の次に「(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)」を加え、同条第7号を削る。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるとときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

- 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内にある者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。
- 3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第44条第1項第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第1項第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第45条第1号中「火災を」を「火炎を」に改め、「行為」の次に「(たき火をする行為を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条の2の改正規定及び同条を第7条の3とする改正規定、第7条の次に1条を加える改正規定、第29条の7の改正規定、第44条第1項第6号の次に1号を加える改正規定並びに同条第1項第7号の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。

議第58号

特定事業契約の一部を変更する契約の締結に関し議決を求めるについて
(富士市総合体育館等整備・運営事業)

令和4年2月22日に議第55号として議決を得た後、令和5年3月22日に議第56号として、同年12月5日に議第108号として、令和7年2月25日に議第50号として、同年11月28日に議第120号としてそれぞれ契約の一部を変更する議決を得た「富士市総合体育館等整備・運営事業」の特定事業契約のうち次のとおり契約の一部を変更する契約を締結したいので議決を求める。

令和8年2月13日提出

富士市長 金指祐樹

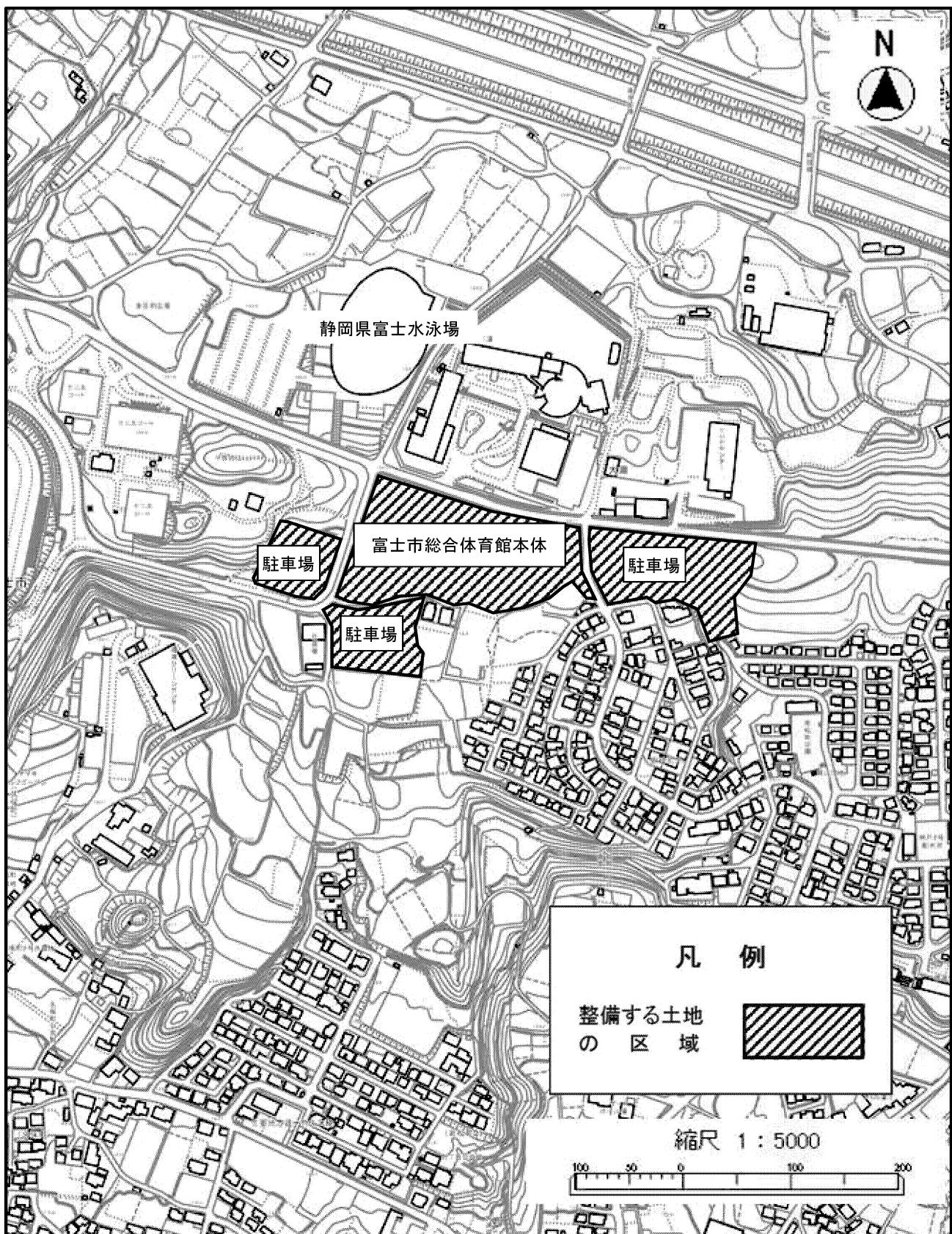
記

契約金額「12, 089, 226, 127円」とあるのを「12, 307, 920, 203円」に改める。

変更理由

物価変動による金額の改定及び業務の追加に伴う運営維持管理費用の増加に対応し、並びに総合体育館等の整備期間における関係機関との調整、現場の状況等による当初の計画等の変更に伴い施設整備費が増加したため。

富士市総合体育館等整備・運営事業 位置図



議第59号

市道路線の認定について

市道の路線を次のように認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）
第8条第2項の規定により議決を求める。

令和8年2月13日提出

富士市長 金指祐樹

記

別添市道路線認定調書のとおり

議第60号

市道路線の廃止について

市道の路線を次のように廃止することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）
第10条第3項の規定により議決を求める。

令和8年2月13日提出

富士市長 金指祐樹

記

別添市道路線廃止調書のとおり

議第61号

市道路線の変更について

市道の路線を次のように変更することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）
第10条第3項の規定により議決を求める。

令和8年2月13日提出

富士市長 金指祐樹

記

別添市道路線変更調書のとおり